

21. 障がい者週間シンポジウムにおける「農産園芸福祉」の報告

豊原憲子

1. 障がい者週間とは（内閣府ホームページより引用）

「障がい者週間」は、平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障がい者の日」（12月9日）に代わるものとして設定された。「障がい者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間であり、この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体等においては、様々な意識啓発に係る取組を展開することとなっている。

2. テーマ：「地域における共生社会に向けた取組と今後の課題」

内閣府が主催する平成20年度障がい者週間シンポジウム@東京では、地域において市民が主体となり、障がいのある人に関する様々な活動に積極的に取り組んでいる各種の事例を紹介することにより、障がいのある人とない人とが共に尊重し支え合って暮らす「共生社会」について考える機会とすることを目的として、大阪府が研究・普及に取り組んだ「農産園芸福祉」のほか、中小民間企業が積極的に「地域での障がい者雇用」を進めた事例、「誰でも必要なときに必要なだけ利用できる『富山型』デイサービス」についての事例、超高齢化社会の中で限界集落となりつつある「ニュータウンの課題」についての事例が取り上げられた。

3. 報告の概要：農産園芸福祉 / 農による共生のかたち

「農産園芸福祉」は、大阪府の福祉化プロジェクトの中で進めた取り組みである。

農業に従事する人の高齢化が進んだことで、耕作をあきらめてしまうケースが年々増え続け、耕作放棄地は埼玉県の面積に匹敵する38万ヘクタールに達するなど（2005年農林業センサス）、現在の農業が抱える課題は大きい。その一方で、1990年代に園芸療法が話題となり、農業や園芸のもつ癒しの力に対する人々の期待が高まっている。

「農業や園芸に対して多くの期待が寄せられているのであれば、そのままでは保全が困難な農地をうまく活用して、自分たちが生活する地域内に様々な人が利用できる新たなコミュニティの場とすることができ、そこで年齢や性別、障がいの有無にとらわれず、多くの人々が農業や園芸を通じて一人ひとりのやりがいを見いだすことができないだろうか。さらに、将来、これを農業のひとつのスタイルとして展開できれば。」このような発想から、当研究所ではこれを「農産園芸福祉」としてコンセプトをまとめ、関係機関と連携しながら研究と普及への取り組みをはじめた。具体的には、研究所内に2カ所の福祉農園を整備して、障がいや機能低下により農園芸作業に支援が必要な人への作業改善方法の検討や、福祉農園の運営についての課題整理に関する研究に取り組むとともに、府立花の文化園と連携して、のべ200名におよぶボランティアの養成、公募による府内12カ所の福祉施設への通年にわたる専門技術指導、問い合わせのあった施設への技術支援を行ってきた。

現在、養成をおこなったボランティアは自主的な活動へと移行し、社会福祉施設や医療機関などで新たな支援を展開するなど、少しずつ広がりは始めている。